

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則（平成12年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)	機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) 製菓製パン用電熱窯	<u>450円</u>	(1) 製菓製パン用電熱窯	<u>420円</u>
(2) 蒸気発生式オーブン	<u>390円</u>	(2) 蒸気発生式オーブン	<u>360円</u>
(3) パン用ホイロ	<u>260円</u>	(3) パン用ホイロ	<u>250円</u>
(4)・(5) (略)	(略)	(4)・(5) (略)	(略)
(6) 大型送風定温乾燥機	<u>260円</u>	(6) 大型送風定温乾燥機	<u>250円</u>
(7) (略)	(略)	(7) (略)	(略)
(8) 水引き粉製造装置	<u>340円</u>	(8) 水引き粉製造装置	<u>320円</u>
(9) 減圧フライ機	<u>320円</u>	(9) 減圧フライ機	<u>310円</u>
(10) 高温高压調理殺菌装置	<u>1,610円</u>	(10) 高温高压調理殺菌装置	<u>1,520円</u>
(11) 米菓生地乾燥機	<u>400円</u>	(11) 米菓生地乾燥機	<u>380円</u>
(12) 冷凍利用型米菓製造システム	<u>860円</u>	(12) 冷凍利用型米菓製造システム	<u>1,070円</u>
(13) テスト焼機	<u>1,560円</u>	(13) テスト焼機	<u>1,400円</u>
(14) テスト用平煎り機	<u>570円</u>	(14) テスト用平煎り機	<u>520円</u>
(15) 自動餅つき機	<u>250円</u>	(15) 自動餅つき機	<u>240円</u>
(16)・(17) (略)	(略)	(16)・(17) (略)	(略)
(18) 餅生地通風乾燥機	<u>250円</u>	(18) 餅生地通風乾燥機	<u>240円</u>
(19) あられ切断機	<u>200円</u>	(19) あられ切断機	<u>190円</u>
(20)・(21) (略)	(略)	(20)・(21) (略)	(略)
(22) 野菜細断機	<u>210円</u>	(22) 野菜細断機	<u>200円</u>
(23) (略)	(略)	(23) (略)	(略)
(24) 真空包装機	<u>220円</u>	(24) 真空包装機	<u>210円</u>
(25) 機械式製麴装置	(略)	(25) 機械式製麴装置	(略)
(26)～(30) (略)	(略)	(26)～(30) (略)	(略)
(31) 圧扁 ^{へん} ロール製粉機	<u>440円</u>	(31) 圧扁 ^{へん} ロール製粉機	<u>420円</u>
(32) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,350円</u>	(32) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,270円</u>
(33) ジャーファーメンタ	<u>940円</u>	(33) ジャーファーメンタ	<u>870円</u>

一		一	
(34) 大豆脱皮機器	<u>500円</u>	(34) 大豆脱皮機器	<u>470円</u>
(35) 蒸気処理装置	<u>260円</u>	(35) 蒸気処理装置	<u>250円</u>
(36) 湿熱殺菌処理装置	<u>760円</u>	(36) 湿熱殺菌処理装置	<u>730円</u>
(37) 製麺設備	<u>390円</u>	(37) 製麺設備	<u>380円</u>
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1)～(5) (略)	(略)	(1)～(5) (略)	(略)
(6) デジタルマイクロスコープ	<u>370円</u>	(6) デジタルマイクロスコープ	<u>360円</u>
(7) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置	<u>2,260円</u>	(7) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置	<u>2,000円</u>
(8) (略)	(略)	(8) (略)	(略)
(9) 食物繊維自動抽出装置	<u>2,780円</u>	(9) 食物繊維自動抽出装置	<u>2,050円</u>
(10) 油脂成分自動抽出処理装置	<u>450円</u>	(10) 油脂成分自動抽出処理装置	<u>440円</u>
(11) マッフル炉	<u>240円</u>	(11) マッフル炉	<u>230円</u>
(12) 窒素蒸留滴定装置	<u>350円</u>	(12) 窒素蒸留滴定装置	<u>340円</u>
(13) (略)	(略)	(13) (略)	(略)
(14) 粒度分布測定装置	<u>1,290円</u>	(14) 粒度分布測定装置	<u>1,100円</u>
(15) テクスチャーアナライザー	<u>470円</u>	(15) テクスチャーアナライザー	<u>460円</u>
(16) (略)	(略)	(16) (略)	(略)
(17) 生地物性測定装置	<u>590円</u>	(17) 生地物性測定装置	<u>580円</u>
(18) (略)	(略)	(18) (略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。